

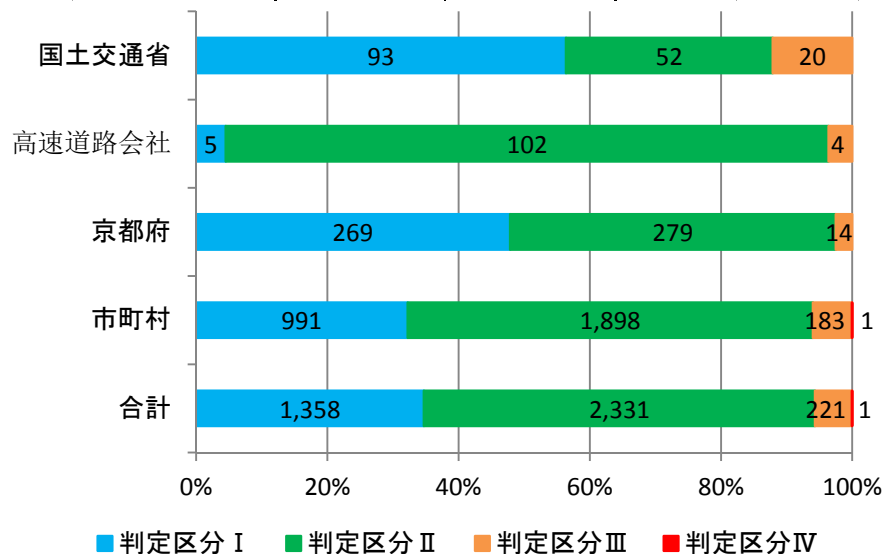
京都府内の平成29年度点検速報(橋梁)

資料2

○平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は1橋(0.03%)、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は221橋（5.7%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,331橋（59.6%）。

<平成29年度管理者別点検速報（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	699	165	93	52	20	0	56.4%	31.5%	12.1%	0.0%
高速道路会社	520	111	5	102	4	0	4.5%	91.9%	3.6%	0.0%
京都府	2,278	562	269	279	14	0	47.9%	49.6%	2.5%	0.0%
市町村	9,886	3,073	991	1,898	183	1	32.2%	61.8%	6.0%	0.03%
合計	13,383	3,911	1,358	2,331	221	1	34.7%	59.6%	5.7%	0.03%



※H30.6末現在、管理施設数はH29年度施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が6割、府・市町村は3～5割に対して、高速道路会社0.5割と健全度が低い。
 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、府・市町村は5～6割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国は約1割、高速道路会社・府・市町村は国より少ない割合。
 判定Ⅳ：市町村で1橋。

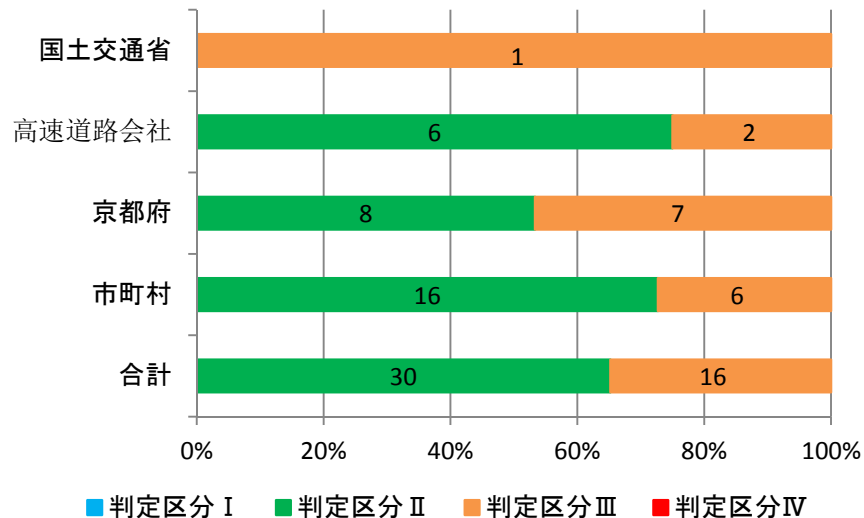
京都府内の平成29年度点検速報(トンネル)

資料2

○ 平成29年度においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は16本（34.8%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は30本（65.2%）。

<平成29年度管理者別点検速報（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	10	1	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
高速道路会社	44	8	0	6	2	0	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%
京都府	89	15	0	8	7	0	0.0%	53.3%	46.7%	0.0%
市町村	39	22	0	16	6	0	0.0%	72.7%	27.3%	0.0%
合計	182	46	0	30	16	0	0.0%	65.2%	34.8%	0.0%



※H30.6末現在、管理施設数はH29年度施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

トンネルの判定区分の評価

判定Ⅰ：無し。
 判定Ⅱ：高速道路会社・市町村は5~8割が、予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国の1本、京都府の約半数が、早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の平成29年度点検速報(道路附属物等)

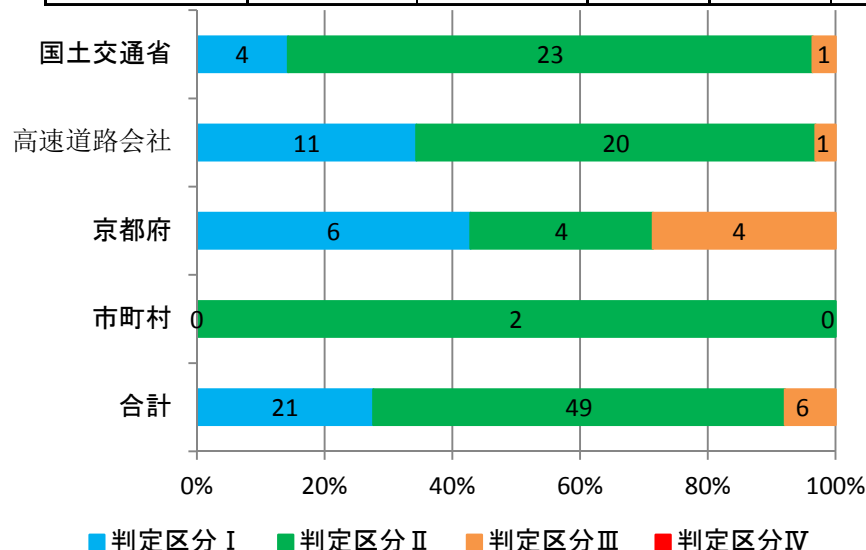
資料2

○ 平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は6基（7.9%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は49基（64.5%）。

<平成29年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	180	28	4	23	1	0
高速道路会社	244	32	11	20	1	0
京都府	95	14	6	4	4	0
市町村	65	2	0	2	0	0
合計	584	76	21	49	6	0

判定区分内訳(%)			
I	II	III	IV
14.3%	82.1%	3.6%	0.0%
34.4%	62.5%	3.1%	0.0%
42.9%	28.6%	28.6%	0.0%
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
27.6%	64.5%	7.9%	0.0%



※H30.6末現在、管理施設数はH29年度施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が1.4割程度、高速道路会社・京都府が3~4割程度。
 判定Ⅱ：国8割、高速道路会社6割、市町村のすべてが予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：京都府が3割が、早期に講ずべき段階となっており健全度が低い。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の平成29年度点検速報(優先すべき橋梁)

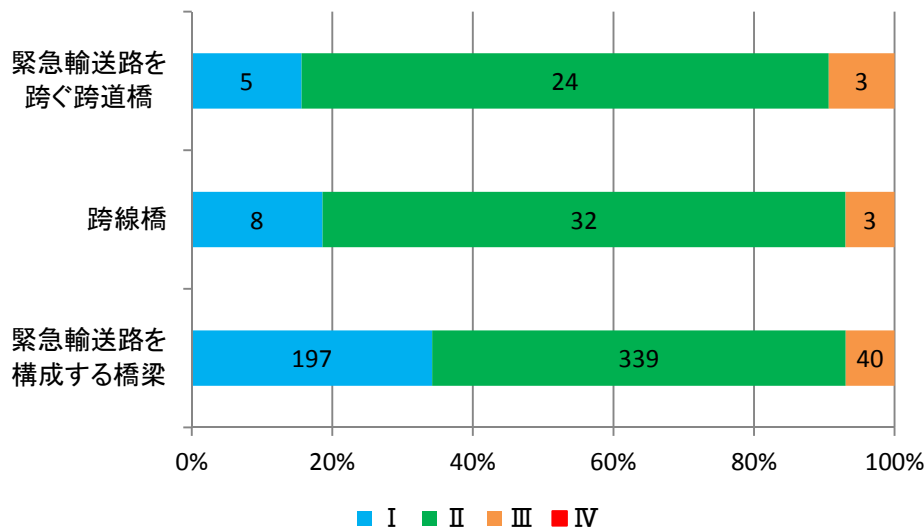
資料2

○平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は46橋（7.1%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は395橋（60.7%）。

<平成29年度点検速報（優先すべき橋梁）>

道路施設	管理施設数	点検実施数	判定区分				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ跨道橋	230	32	5	24	3	0	15.6%	75.0%	9.4%	0.0%
跨線橋	189	43	8	32	3	0	18.6%	74.4%	7.0%	0.0%
緊急輸送路を構成する橋梁	1,966	576	197	339	40	0	34.2%	58.9%	6.9%	0.0%
合計	2,385	651	210	395	46	0	32.3%	60.7%	7.1%	0.0%

※H30.6末現在、管理施設数はH29年度施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。



優先すべき橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・跨線橋が2割未満、緊急輸送を構成する橋梁が3割程度。
 判定Ⅱ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・跨線橋が7~8割程度、緊急輸送を構成する橋梁が6割程度。
 判定Ⅲ：対象となるすべての橋梁が1割未満。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の平成29年度点検速報

資料2

○ 平成29年度においては、京都府内における判定区分Ⅳの施設は、1橋。

<判定区分Ⅳのリスト>

○ 橋梁

H30.6末現在

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の恒久的な措置
綾部市	新町橋	市道梅迫新町線	1993	木橋の主桁、連結部の腐食、床材のズレ落ち	全面通行止	架替予定

○ トンネル

該当なし

○ 道路附属物等

該当なし